

三浦市訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 1 週に 2 回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割			77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割			123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		179	
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3		(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 (二) 所要時間45分以上の場合		220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1 週に 1 回程度の場合	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		-1		1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 (二) 所要時間45分以上の場合	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等に行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		

A2	8000	訪問型独自サービス 特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月 につき	
A2	8001	訪問型独自サービス 特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日 につき	
A2	8002	訪問型独自サービス 特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回 につき	
A2	8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算	中山間地域等 における 小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月 につき	
A2	8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日 につき	
A2	8102	訪問型独自サービス 小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回 につき	
A2	8110	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月 につき	
A2	8111	訪問型独自サービス 中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日 につき	
A2	8112	訪問型独自サービス 中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回 につき	
A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月 につき	
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回 限度	
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月 につき	
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善 加算	(1)介護職員等特定処遇改 善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改 善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービス ベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ 等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算			

※1月当たりの回数を定める場合は1月につきイ(3)に掲げる単位数の範囲まで算定する。

※令和6年4月1日介護報酬改定による変更点を黄色にしています。

※令和6年4月1日現在で、三浦市では使用しないコードには色をつけています。